

# 平成30年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 健康福祉政策課
評価対象期間	H30.4.1 ~ H31.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県福祉・農業会館
	所在地	岐阜市下奈良2-2-1
指定管理者	名 称	株式会社三和サービス
	構 成 員	—
	所在地	岐阜県岐阜市西鶉1丁目52番地
	指定期間	H30.4.1 ~ R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・農業会館の施設及び設備の維持管理業務</li> <li>福祉・農業会館の会議室・研修室貸出業務</li> <li>福祉・農業会館の運営に関する業務</li> <li>福祉・農業会館の利用促進に関する業務</li> <li>その他の業務</li> </ul>	

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用率 (単位: %)
H28	63.2
H29	62.5
H30	55.6

## 3 平成30年度の収支状況

(単位: 千円)

収 入 計	86,654
利用料金	2,318
指定管理料	65,900
そ の 他	18,436
支 出 計	85,875
人 件 費	8,051
施設管理費	70,798
そ の 他	7,026
差 引	779
納 付 金	—

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・AEDが備えられているが、取り扱いの実習訓練が必要と思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年3月6日救急入門コースの講習会を開催。</li> <li>○訓練参加者 館内入居団体職員</li> <li>○講習内容 救急入門コース</li> <li>○講師 岐阜南消防署西分署</li> </ul>

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕・運営改善等利用者からの意見・要望に対して、迅速に対応している。</li> <li>・指定管理者として基本協定書・仕様書に基づいて適正に実施されている。</li> <li>・関係規約に準拠していると推察される。</li> <li>・業務従事者の対応が良い。</li> <li>・モニタリングシステムを導入し、効率的・計画的な保守点検・維持管理を行うとともに、HPの充実や「ベビールーム」の設置など利用者の利便性向上にめている。</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを作成して、写真やGoogleインドアビューでの館内の案内、アクセス案内などPRに努めている。</li> <li>・少し前の画像が使われているので、Googleインドアビューの更新を検討してほしい。</li> <li>・利用者数が減少した要因が定かでない。</li> </ul>
公共性の確保の状況	4.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者などに配慮したわかりやすい表示や手すりの設置などバリアフリー化や特別支援学校生徒の実習受け入れなど、積極的な取り組みがみられる。</li> <li>・設置してある点字ブロックや手すり等に物などを置かないように注意喚起を促している。</li> <li>・入居団体を対象とした総合訓練の実施の他に、館内に設置してあるAEDを使つての救急入門コースの講習会が実施された。</li> <li>・企業内実習として3回実習生を受け入れ、実施された。</li> </ul>
経営状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED化や修繕の実施、電力会社の契約変更など経費縮減に取り組んでいる。</li> <li>・事務職員と警備員との意思疎通を図るとともに、業務の効率化にも努めている。</li> <li>・データが少なく判断できないため、指定管理者の経営状況は県が判断すべき。</li> </ul>
派生的効果	3.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外装も美しくなり、情報発信の場にふさわしくなった。</li> <li>・公の施設として、障がい者や利用者の利便性に配慮した運営をしている。</li> <li>・専用のホームページを作成して、福祉・農業会館のPRに努めている。</li> <li>・設置目的の効果測定・検証を進めてほしい。</li> </ul>

### <評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が老朽化しているが、日常の保守点検や修繕等適切に対応しており、施設の維持管理において配慮が行き届いている点が評価できる。</li> <li>・県が実施した利用者アンケートにおいて、80%の方が「満足」「どちらかといえば満足」と答えるなど、利用者満足度も高い。</li> <li>・利用者から寄せられた意見・要望へ迅速な対応がなされている。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する